

解体工事業者の登録について

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（「建設リサイクル法」）に基づき、平成13年5月30日から解体工事業を営む方は、元請・下請の別に関わらず工事を施工しようとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受ける必要があります。ただし、建設業法にもとづく「土木工事業」、「建築工事業」、「とび・土工工事業」のいずれかの許可を取得されている事業者の方については、この登録は不要です。

- 解体工事業の登録を受けた事業者が請け負うことができるのは、下記の軽微な解体工事に限られます。

「土木一式工事」又は「とび・土工・コンクリート工事」に属する解体工事は請負金額が500万円未満のもの
--

「建築一式工事」に属する解体工事は請負金額が1,500万円未満のもの

※上記の軽微な解体工事の範囲を超える工事を請け負う場合には、解体工事業登録業者であっても、建設業許可を受けなければなりません。

- 登録の有効期間は5年間で、それ以降も解体工事業を営む場合には更新申請が必要となります。（現に受けている登録の有効期間が満了する30日前までに申請が必要）

- 解体工事業の登録には、下記の2つの要件を満たすことが必要です。

1 法で定められた下記の不適格要件に該当しないこと。

- ①登録申請書類等に虚偽の記載があったり、重要な事実の記載がない場合
- ②解体工事業の登録を取り消された日から、2年を経過していない者
- ③解体工事業の業務停止を命ぜられ、その停止期間が経過していない者
- ④解体工事業の登録を取り消された法人において、その処分日の前30日以内に役員であり、かつその処分日から2年を経過していない者
- ⑤建設リサイクル法に違反して罰金以上の刑罰を受け、その執行が終わってから2年を経過していない者
- ⑥解体工事業者が法人の場合、役員の中に上記②～⑤のいずれかに該当する者がいるとき
- ⑦解体工事業者が未成年で、法定代理人を立てている場合、法定代理人が上記②～⑤のいずれかに該当するとき

2 法務省令で定める基準に適合する技術管理者を選任していること。

・下記のいずれかに該当することが必要です

①有資格者の場合

資格・試験名	種 別
建設業法による技術検定	1級建設機械施工技師
	2級建設機械施工技師（「第1種」・「第2種」）
	1級土木施工管理技士（土木）
	2級土木施工管理技士（土木）
	1級建築施工管理技士
	2級建築施工管理技士（「建築」・「躯体」）
建築士法による建築士	1級建築士
	2級建築士
技術士法による建築士	技術士（建設部門）
職業能力開発促進法による技能検定	1級のとび・とび土工
	2級のとびに合格後、解体工事に関して1年以上の実務経験を有する者
	2級のとび工に合格後、解体工事に関して1年以上の実務経験を有する者
国土交通大臣が指定する試験	解体工事施工技師試験の合格者 ※（社）全国解体工事業団体連合会が実施するもの

②実務経験の場合

区 分	解体工事の実務経験年数	
	通 常	講習受講者 ※2
大学（短大を含む）又は高等専門学校において土木工学等に関する学科を修了した者 ※1	2年以上	1年以上
高等学校又は中等教育学校において土木工学等に関する学科を修了した者 ※1	4年以上	3年以上
上記以外の者	8年以上	7年以上

※1 土木工学科等とは、土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地、造園に関する学科を含む）、都市工学、衛生工学、交通工学、建築学に関する学科をいいます。

※2 講習は、（社）全国解体工事業団体連合会が実施する解体工事施工技術講習が該当します。

●登録に必要な書類

解体工事業登録申請書	様式第1号
誓約書	様式第2号
登録申請者の略歴書	様式第4号 <ul style="list-style-type: none"> ・個人の場合は、本人の略歴書 ・法人の場合は、法人の略歴書と役員全員分の略歴書 ・申請者が未成年で法定代理人がいる場合は、申請者の略歴書と法定代理人の略歴書
技術管理者の要件を証する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・有資格者の方については、資格証明書等の写し ※資格とともに実務経験を要する場合には、実務経験証明書（様式第3号）も必要です ・実務経験を有する方は、実務経験証明書（様式第3号） ・所定学科を卒業された場合には、卒業証明書か卒業証書の写しと実務経験証明書（様式第3号） ・解体工事施工技術講習を受講された場合には、受講修了書の写しと実務経験証明書（様式第3号）
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者が個人の場合には、申請者の住民票の抄本 ・申請者が法人の場合には、商業登記簿謄本及び役員全員の住民票の抄本 ・申請者が未成年で法定代理人がいる場合は、申請者及び法定代理人の住民票の抄本 ・技術管理者の住民票の抄本 <p>※住民票の抄本、商業登記簿謄本については、登録申請の3ヶ月以内に発行されたものがが必要です。</p>

●提出先と提出部数

①奈良県内に営業所を設置している場合

提出先・・・営業所の所在地を管轄する土木事務所（「建設業許可申請の手引き」を参照してください）

提出部数・・・正本1部、写し1部、申請者控1部 計3部

②奈良県内に営業所を設置していない場合

（県外業者の方が奈良県内で解体工事を請け負う場合）

提出先・・・建設業指導室（奈良市登大路町30番地）

提出部数・・・正本1部、申請者控1部 計2部

●申請手数料（奈良県証紙で納入してください）

新規登録・・・33,000円

更新登録・・・26,000円

●登録後の手続き

1 変更届の提出について

登録事項に変更があった場合は、変更があった日から30日以内に「解体工事業登録事項変更届出書」（様式第6号）を変更事項に応じて下記の書類とともに提出しなければなりません。

変更事項	提出書類
商号・名称・氏名及び住所	・個人の場合は住民票の抄本 ・法人の場合は商業登記簿謄本
営業所の名称及び所在地	商業登記簿謄本 ※商業登記の変更が必要となる場合のみ
法人の場合に新たに役員となる者がいる場合	・商業登記簿謄本 ・新たに役員となる者の住民票の抄本 ・新たに役員となる者の誓約書（様式第2号） ・新たに役員となる者の略歴書（様式第4号）
法定代理人 （申請者が未成年の場合）	・住民票の抄本 ・誓約書（様式第2号） ・略歴書（様式第4号）
技術管理者	・住民票の抄本 ・技術管理者の要件を証する書類

2 廃業届の提出について

解体工事業を廃業した場合は、30日以内に「解体工事業廃業届出書」を下記のとおり提出してください。

廃業等の理由	廃業届を提出する者
登録を受けた個人が死亡した場合	相続人
法人が合併により消滅した場合	消滅した法人を代表する役員
法人が破産により解散した場合	破産管財人
法人が合併及び破産以外の理由で解散した場合	清算人
登録を受けた都道府県で解体工事業を廃止した場合	解体工事業者であった個人又は法人を代表する役員

3 建設業許可取得届の提出について

解体工事業者として登録された後に建設業法に基づく建設業許可業種のうち、土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業のいずれかの業種の許可を取得した場合は、登録の効力が失われることとなりますので、「建設業許可取得届出書」を建設業許可通知書の写しとともに許可取得から30日以内に提出してください。

※変更届、廃業届、建設業許可取得届の提出先と提出部数は登録申請の場合と同じです。

●解体工事業者登録票（標識）の掲示について

登録を受けた解体工事業者の方は、営業所と解体工事現場ごとに公衆の見やすい場所に**解体工事業者登録票（標識）（様式第7号）**を掲げなければなりません。

●帳簿の備えつけについて

登録を受けた解体工事業者の方は、請け負った解体工事ごとに**帳簿（様式第8号）**を作成し、これに請負契約書等の写しを添付して営業所ごとに備えておかなければなりません。

帳簿は各事業年度の末日をもって閉鎖し、閉鎖後5年間は保存しなければなりません。

●解体工事登録簿の閲覧について

登録後は解体工事業者登録簿に掲載され、一般の閲覧に供されます。

登録簿は、建設業指導室で閲覧することができます。